

(別紙)

母体保護法指定医師等届出一覧

2025年5月21日 現在

申請・届出事項	提出書類	備 考
I 指定医として 申請する場合	(1) 指定医師申請書 (様式1の1号) (様式1の2号) (2) 郡市医師会長の意見書 (様式2号) (3) 履歴書 (これに準ずるもの) (様式3号) (4) 日本産科婦人科学会の専門医は 「専門医証」の写し 専門医でない者は、主任指導医 の発行する「指導証明書」 (様式4号) (5) 研修症例実施報告書 (様式4の添付書類) (附則様式) ※研修期間中に、20例以上の人工妊娠中絶手術又は流産手術の実地 指導を受けたもの。ただし、その内10例以上の人工妊娠中絶手術を 含むこととする。(メフィーゴパック等の経口中絶薬によるものは 含めない) その内、妊娠12週未満の人工妊娠中絶手術を7例以上 とする。 (6) 誓約書 (様式5号) (7) 受講証明書 (母体保護法指定医師研修会参加証) (申請日の直近2年以内に受講していること) ※他県で指定を受けていた医師については、該当県が 発行する都道府県医師会長の意見書 (指定証とは別) を 添付することで技能の審査を省略できる	審査手数料 15,000円 指定手数料 3,000円 表示掲示板 1,400円 合計 19,400円
II 就業施設を変更 する場合 氏名を変更する場合	(1) 指定医師の就業施設等変更申請書 (様式16号) (2) 新勤務地の設備指定証の写し (就業施設変更の場合) (3) 戸籍謄本 (抄本) (指定医師の氏名変更の場合) (4) 指定医師証 (紛失の場合は、紛失届)	審査手数料 2,000円 指定手数料 1,000円 合計 A 3,000円
設備指定も同時に 申請した場合	※変更後の施設が設備指定を受けていない場合は、 IVの設備指定申請を同時に行うこと	設備審査手数料 B 8,000円 設備指定手数料 C 2,000円 合計(A+B+C) 13,000円
III 指定医師を辞退 する場合	(1) 指定医師の指定辞退届 (様式17号) (2) 指定医師証 (紛失の場合は紛失届)	
IV 設備指定取得を 申請する場合	(1) 設備指定申請書 (様式6号) (2) 指定医師証の写し (3) 産婦人科施設の平面図 (4) 無床診療所の設備指定における連携施設証明書 (入院設備を有しない場合は必須)	審査手数料 8,000円 指定手数料 2,000円 合計 10,000円

申請・届出事項	提出書類	備 考	
V 指定を受けた設備 内容を変更する場合	(1) 設備指定変更届 (様式7号) (2) 産婦人科施設の平面図 (3) 設備指定証 (紛失の場合は紛失届) (4) 無床診療所の設備指定における連携施設証明書 (入院設備を有しなくなる場合は必須)		
VI 設備指定を 辞退する場合	(1) 設備指定辞退届 (様式8号) (2) 設備指定証 (紛失の場合は紛失届)		
VII 指定更新の 申請をする場合	(1) 母体保護指定医師更新申請書 (様式15号) (2) 指定医師証 (紛失の場合は紛失届) (3) 母体保護法指定医師研修会参加証 (4) 日本産婦人科学会会員ポータルの単位情報ページ ※計6単位分必要。(3)と同日のものは重複不可。 ※(4)が提出できない場合は要相談	審査手数料 指定手数料 合計	5,000円 3,000円 8,000円
VIII 指定医師研修機関の 指定又は指定医師 研修連携施設の登録 をする場合	(1) 指定医師研修機関指定申請書又は (様式9号) 指定医師研修連携施設登録申請書 (様式10号) (2) 指定医師証の写し	審査手数料 指定・登録手数料 合計	3,000円 2,000円 5,000円
IX 指定医師研修機関の 指定又は指定医師 研修連携施設の登録 を辞退する場合	(1) 指定医師研修機関辞退届 (様式13号) 又は指定医師研修連携施設辞退届 (様式14号) (2) 指定通知書又は登録通知書 (紛失の場合は紛失届)		